

第3部

災害応急・復旧対策計画

第1章 初動態勢

第1節 江東区水防本部の組織・運営

(水防関係機関)

1. 江東区水防本部の設置及び廃止等

区は、気象状況等により洪水、高潮又は津波のおそれがあるとき、区長が水防本部長となって、江東区水防本部(以下「水防本部」という。)を設置するものとする。

① 区長は次の場合に水防本部を設置するものとする。

- ア. 大雨、津波、高潮及び洪水のいずれかの警報が発せられ、区長が必要と認めたとき。
- イ. 荒川に洪水予報が発せられ、区長が必要と認めたとき。
- ウ. 水防警報が発せられ、区長が必要と認めたとき。
- エ. 東京都水防本部が設置され、区長が必要と認めたとき。
- オ. その他区長が気象状況により、洪水又は高潮が発生するおそれがあると認めたとき。

② 水防本部長は、次の場合に水防本部を廃止するものとする。

- ア. 洪水、高潮又は津波のおそれが解消し、水防活動がおおむね終了したと認めたとき。
- イ. 災害対策基本法第23条の2の規定に基づく区災害対策本部が設置され水防本部の業務が統合されたとき。

2. 江東区水防本部等の分掌事務等

(1) 水防管理団体

区における水防業務分担は江東区水防計画(※)による。

※ 江東区水防計画は、河川法、災害対策基本法、水防法及び東京都水防計画の趣旨に基づき作成し、本計画の一環として洪水、高潮又は津波による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって区管内各河川、海岸等に対する水防上必要な事項について、その実施の大綱を定めたもの。

(2) 消防機関

東京消防庁所轄分担は江東区水防計画による。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第2節 江東区災害警戒本部・災害対策本部の組織・運営

(区)

1. 江東区災害警戒本部の設置及び廃止等

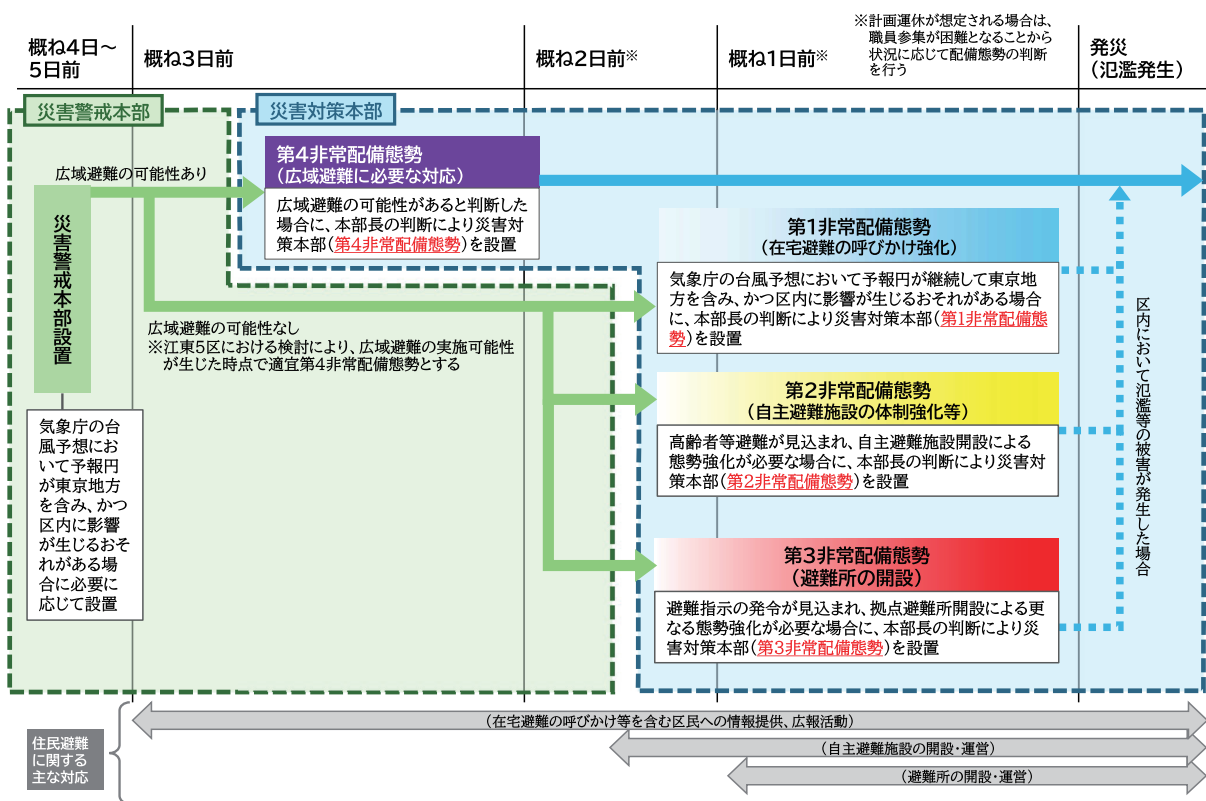
(1) 江東区災害警戒本部の設置

区は気象庁の台風予想において予報円が東京地方を含み、かつ区内に影響が生じるおそれがある場合等に、必要に応じて広域避難の判断や台風接近時の事前準備を行うための態勢として江東区災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という）を設置する。

(2) 災害対策本部への移行

災害警戒本部設置後、台風の規模が拡大した場合や災害が発生するおそれが高まった場合等は、災害対策本部へ移行する。災害対策本部の態勢については、震災編 第2部 第6章 応急対策 第1節「初動態勢」に準ずる。

【災害警戒本部から災害対策本部への移行の流れ（例）】



(3) 災害警戒本部の廃止

- ① 区は次の場合に災害警戒本部を廃止するものとする。
 - ア. 大規模水害の発生3日前を目安として、江東5区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区）のいずれかの区長が必要と判断し、江東5区が共同で広域避難に向けた検

- 討を開始し、災害対策本部を設置する場合。
- イ. 区内において氾濫等の被害が発生し、災害対策本部を設置する場合。
- ウ. 気象庁の台風予想において区内に影響が生じるおそれや災害が発生するおそれが解消した場合。

第2章 情報の収集・伝達

第1節 情報連絡体制

(水防関係機関)

1. 情報通信連絡体制

各防災機関は、災害時に情報連絡体制をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

- 都に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。また、災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁に対して直接連絡する。
- 防災行政無線又はその他の手段により、区内にある防災関係機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。
- 都は、平成25年に発生した大島町での土砂災害の教訓を踏まえ、都と区長等との間にホットラインを構築し、緊急時の連絡体制を確保した。
- 気象庁東京管区气象台では、大雨時等において都及び区市町村における避難指示等の判断等の防災対策を支援するため、都及び区市町村と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話（ホットライン）を設置し、運用している。

第2節 防災気象情報

(水防関係機関)

1. 気象警報・注意報

気象庁は、大雨や強風などによって災害が起こるおそれのあるときは「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」を、さらに、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」を発表して、注意や警戒を呼びかける。

対象となる現象や災害の内容によって、次のように6種類の特別警報、7種類の警報、16種類の注意報を発表している。

注意報及び警報は、その種類に関わらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられ、解除されるときまで継続される。

特別警報	大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪
警報	大雨、洪水、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪

(1) 気象警報・注意報等の発表区域（細分区域等一覧）

江東区	府県予報区	東京都
	一次細分区域	東京地方
	市町村等をまとめた地域	23区東部

(2) 特別警報発表基準

気象庁は平成25年8月30日から、「特別警報」の運用を開始した。特別警報は、広い範囲で警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に発表し、最大限の警戒を呼びかける。

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置付ける)	
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)を特別警報に位置付ける)	
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4)を特別警報に位置付ける)	

(3) 警報・注意報発表基準

警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	30
		土壌雨量指数基準	—
	洪水	流域雨量指数基準	隅田川流域=49
		複合基準 ※1	—
		指定河川洪水予報による基準	荒川 [岩淵水門 (上)]
	暴風	平均風速	陸上 25m/s
			海上 25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 25m/s 雪を伴う
			海上 25m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
波浪	有義波高	3.0m	
高潮	潮位	4.0m ※2	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14
		土壌雨量指数基準	134
	洪水	流域雨量指数基準	隅田川流域=39.2
		複合基準 ※1	隅田川流域= (7, 32), 荒川流域= (12, 67.4)
		指定河川洪水予報による基準	荒川 [岩淵水門 (上)]
	強風	平均風速	陸上 13m/s
			海上 13m/s
	風雪	平均風速	陸上 13m/s 雪を伴う
			海上 13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	1.5m
	高潮	潮位	2.0m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	—	
	濃霧	視程	陸上 100m
			海上 500m
乾燥	最小湿度 25%で実効湿度 50%		
なだれ	—		
低温	夏期 (平均気温): 平年より 5℃以上低い日が 3日続いた後、さらに 2日以上続くとき 冬期 (最低気温): -7℃以下、多摩西部は-9℃以下		
霜	晩霜期 最低気温 2℃以下		
着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃~2℃の時		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100 mm	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している。

※2 東京都が定める基準水位観測所(辰巳水門)における高潮特別警戒水位(2.8m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

2. 気象情報

警報や注意報の発表に先立って注意を呼びかけたり、警報や注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するため発表している。

対象とする地域に応じて、全般気象情報、関東甲信地方気象情報、東京都気象情報がある。また、少雨や長雨などに関する情報も気象情報として発表している。

3. 台風情報

台風情報等に付加される「台風の大きさ」及び「台風の強さ」の階級分けは以下のとおりである。

(1) 大きさの階級分け

台風に伴う風速 15m/s 以上の領域の半径を基準にして、次のように決める。
風速 15m/s 以上の半径が非対称の場合は、その平均値をとる。

階級（大きさ）	風速 15m/s 以上の半径
（表現しない）	500km 未満
大型：（大きい）	500km 以上～800km 未満
超大型：（非常に大きい）	800km 以上

(2) 強さの階級分け

台風の最大風速を基準にして次のように決める。

階級（強さ）	最大風速
（表現しない）	33m/s(64 ノット)未満
強い	33m/s(64 ノット)以上 44m/s(85 ノット)未満
非常に強い	44m/s(85 ノット)以上 54m/s(105 ノット)未満
猛烈な	54m/s(105 ノット)以上

第3章 水防対策

第1節 水防情報

(水防関係機関)

1. 気象情報

- 気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、気象庁からオンラインにより入手する。

- 情報の入手方法

① 東京都災害情報システム（DIS）

東京都災害情報システム（DIS）を活用することで、「東京都水防災総合情報システム」、「国土交通省解析雨量」、「アメダス実況」による各種気象情報や河川水位情報等を収集することが可能である。

② 防災情報提供システム

気象庁が専用線及び汎用のインターネット（電子メール、Web）を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を都、区市町村等の防災機関へ提供するシステムである。

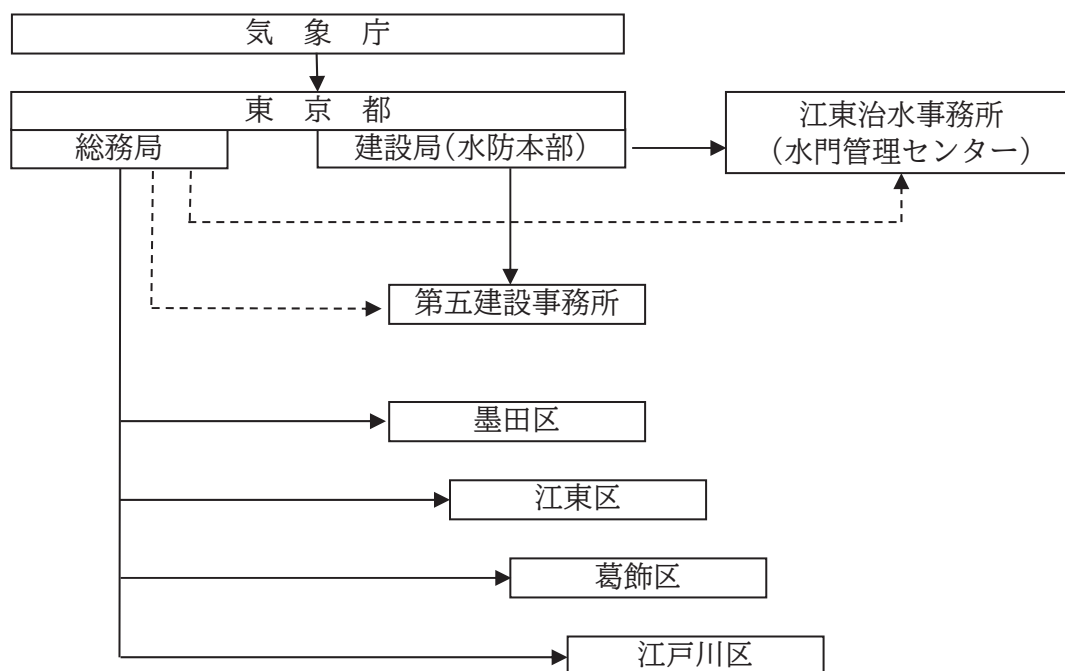
各種防災気象情報の他、流域雨量指数の予測値、大雨（土砂災害、浸水等）・洪水警報の危険度分布、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらず激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。

- 水防活動に用いる気象等の警報・注意報は、以下のとおりである。

特別警報	大雨、高潮、津波
警報	大雨、高潮、洪水、津波
注意報	大雨、高潮、洪水、津波

- 警報・注意報の発表基準、発表官署、担当区域、切替えについては、第3部 第2章 第2節 1. 「気象警報・注意報」が適用される。

【気象情報伝達系統図】



凡例

- 基本系（情報伝達の第1系統）
- - - - 補助系（確実な伝達を図るための第2系統）

- ・ 気象庁が発表した気象情報は、報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達。
- ・ 気象庁が発表した気象情報のうち、警報・特別警報については、伝達系統図以外に総務省消防庁およびN T T東日本を通じて区市町村に伝達。

2. 洪水予報河川（国管理河川）

国土交通省と気象庁は、2以上の都県の区域にわたる河川その他流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水予報を共同発表する。

都は、国土交通省と気象庁が発表する洪水予報の通知を受けたときは、水防管理団体へ通知する。（水防法第10条）

(1) 洪水予報を行う河川及びその範囲

河川名	区間	基準地点
荒川 (旧川を除く)	左岸：埼玉県深谷市荒川字下川原 5 番の 2 地先から海まで (旧川を除く) 右岸：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢 218 番の 18 地先から海まで (旧川を除く)	熊谷 治水橋 岩淵水門 (上)

(2) 洪水予報の種類と発表基準

種類	発表基準
荒川氾濫注意情報	熊谷、治水橋、岩淵水門 (上) のいずれかの基準地点において、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
荒川氾濫警戒情報	熊谷、治水橋、岩淵水門 (上) のいずれかの基準地点において、概ね 2~3 時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
荒川氾濫危険情報	熊谷、治水橋、岩淵水門 (上) のいずれかの基準地点において、氾濫危険水位に到達したとき
荒川氾濫発生情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
荒川氾濫注意情報解除	基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(3) 洪水予報河川発表基準水位

河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画高 水位	零点高
荒川	熊谷	埼玉県熊谷市榎町	3.00m	3.50m	5.00m	5.50m	7.5m	A.P. + 26.457m
	治水橋	埼玉県さいたま市 西区飯田新田	7.00m	7.50m	12.20m	12.70m	14.59m	A.P. - 0.229m
	岩淵水門 (上)	東京都北区志茂 5 丁目	3.00m	4.10m	6.50m	7.70m	8.57m	A.P. + 0.000m

※ A.P. (荒川工事基準面) = T.P. (東京湾平均海面) - 1.134m

第1部

第2部

第3部

第4部

第1部

第2部

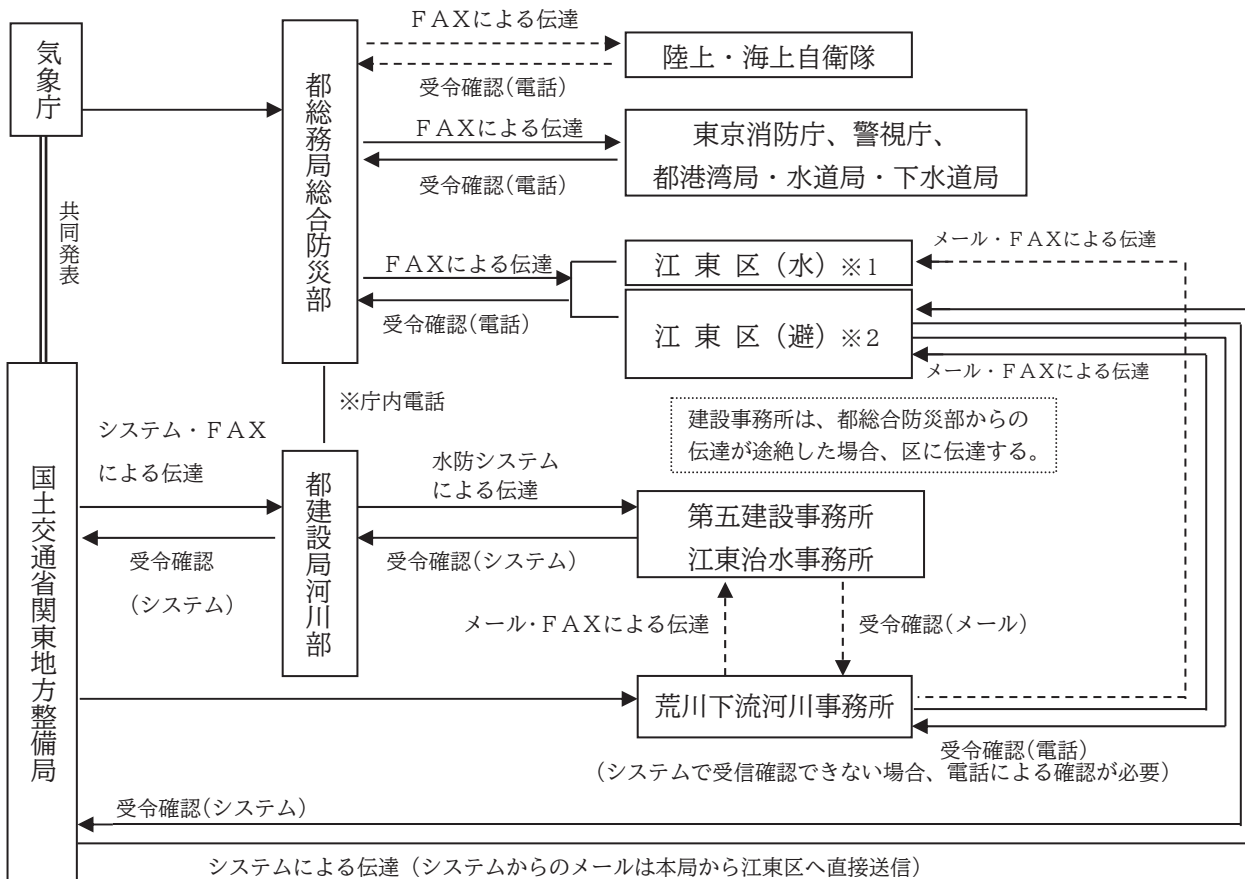
第3部

震災編

風水害編

(4) 洪水予報伝達

洪水予報の伝達は次のとおり行う。なお、水防担当部署避難指示等発令部署が異なる場合は、それぞれに情報伝達を行う。



凡例

- > 基本系 (情報伝達の第1系統) ※1 水…水防担当部署
- > 補助系 (確実な伝達を図るための第2系統) ※2 避…避難指示等発令担当部署

・洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達

3. 水防警報河川（国管理河川）

国土交通省は、洪水のおそれがあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体・消防機関に対して水防活動を行うための水位情報を提供する。

（1）荒川下流河川事務所管内における水防警報の種類、内容及び基準

種類	内容	発表基準
待機	1 不意の高潮を伴う超波、出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び海象状況、河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等とともに、水防機関の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	潮位、波浪、雨量、水位、流量、その他の海象状況、河川状況により必要と認められたとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告する。	次のいずれかに該当するとき。 1 氾濫警戒情報（洪水警報）等により、または、水位、流量等その他の河川状況により、岩淵水門（上）水位観測所における水位が、氾濫注意水位（A.P.+4.10m）を超えるおそれがあるとき。 2 気象庁から東京東部地域において高潮警報が発表され、南砂町水位観測所における水位が氾濫注意水位（A.P.+3.00m）を超えるおそれがあるとき。
指示	潮位、波浪、水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他海象状況、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報（洪水警報）等により、または、既に氾濫注意水位（A.P.+4.10m）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする高潮・高波や河川の出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき。氾濫注意水位以上であっても、水防作業を必要とする海象状況、河川状況が解消したと認めるとき。
情報	潮位、波浪、雨量、水位の状況、潮位・波浪予測、水位予測、海象状況、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。

※ 気象庁が発表する二次細分区域のうち、江東区、葛飾区、足立区、墨田区のいずれかの荒川下流沿川地域で高潮警報が発表されているとき（江戸川区の高潮警報は用いない）

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

(2) 河川、区間、基準地点、担当事務所

河川名	水防警報区		基準地点	担当河川事務所
荒川	左岸	自 埼玉県上尾市大字平方字横町 433 番の 5 至 埼玉県戸田市早瀬 1 丁目 4335 番地先	治水橋	荒川上流
	右岸	自 埼玉県川越市大字中老袋字田島 301 番地の 1 至 板橋区三園 2 丁目 80 番 1 地先		
	左岸	自 埼玉県戸田市早瀬 1 丁目 4329 番地先 至 海	岩淵水門(上) 南砂町	荒川下流
	右岸	自 板橋区三園 2 丁目 80 番 5 地先 至 海		
隅田川	左岸	自 荒川分派点 至 北区志茂 4 丁目地先	—	
	右岸	自 荒川分派点 至 北区志茂 4 丁目地先		

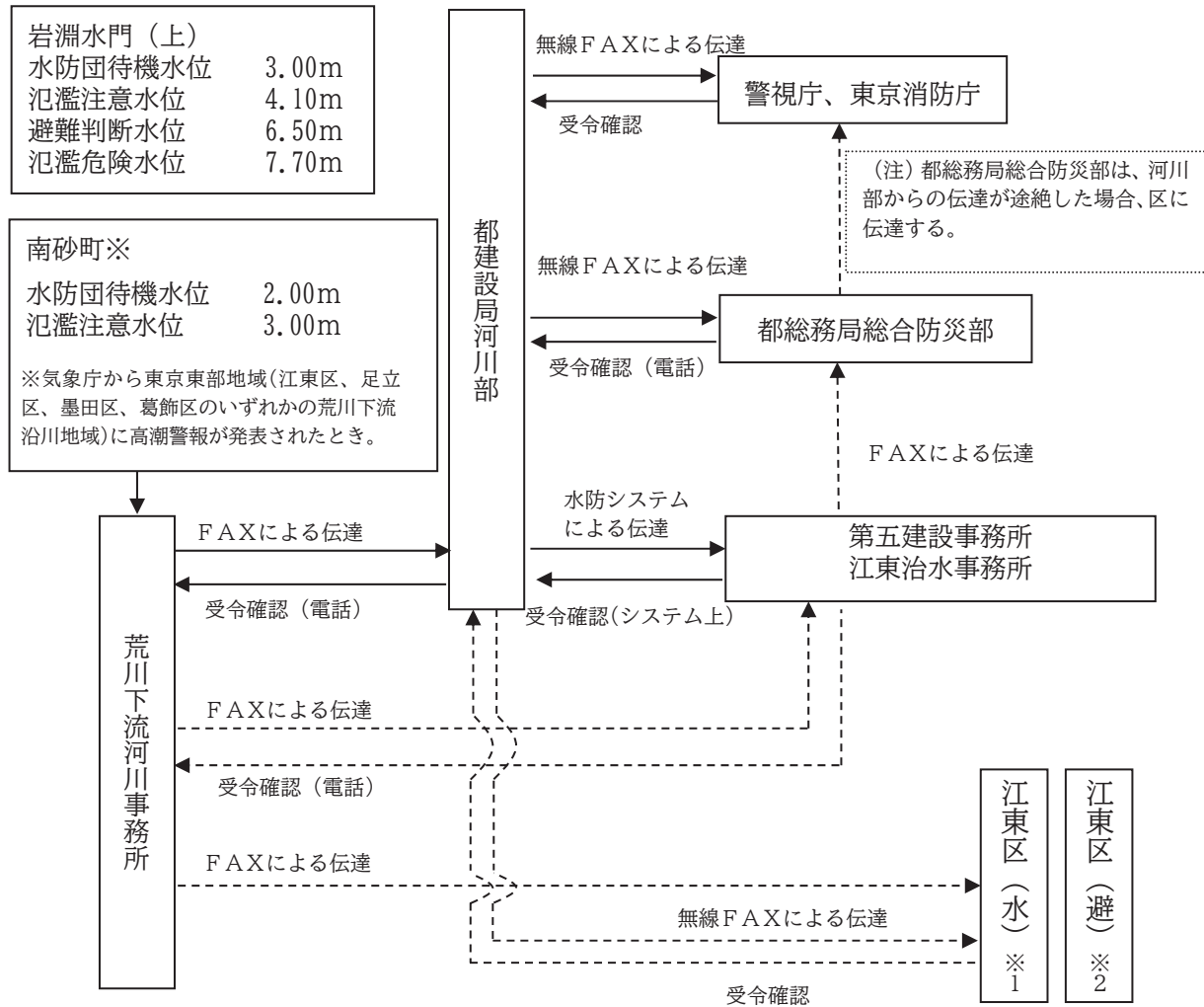
(3) 発表基準水位

河川名	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水位)	計画高 水位	零点高
荒川	治水橋	埼玉県さいたま市 西区飯田新田	7.00m	7.50m	12.20m	12.70m	14.599m	A.P. - 0.229m
	岩淵水門 (上)	東京都北区志茂 5 丁目	3.00m	4.10m	6.50m	7.70m	8.57m	A.P. + 0.000m
	南砂町	東京都江東区 新砂 3 丁目	2.00m ※	3.00m ※	—	—	5.10m (計画高潮 位)	A.P. + 0.000m
水防警報の目安			準備・待機	出動	指示			

※ 気象庁から東京東部地域（江東区、葛飾区、足立区、墨田区のいずれかの荒川下流沿川地域）に高潮警報が発表されたとき。

(4) 水防警報伝達系統図

水防警報の伝達は、次のとおり行う。なお、区市町村については、水防担当部署と避難指示等発令部署が異なる場合は、それぞれに情報伝達を行う。



凡例

- ▶ 基本系 (情報伝達の第1系統)
- ▶ 補助系 (確実な伝達を図るための第2系統)
- ※1 水…水防担当部署
- ※2 避…避難指示等発令担当部署

4. 高潮氾濫発生情報

都は、水防法に基づき、東京湾沿岸 (東京都区間) を、高潮により相当な損害が生じるおそれのある海岸 (水位周知海岸) として指定し、高潮による氾濫が発生する危険性を都民に知らせる基準となる「高潮特別警戒水位」を東京都水防計画に定めている。また、辰巳水門の水位が高潮特別警戒水位 (江東区はA.P. +3.9メートル) に達した段階で、域内の垂直避難等を促すための高潮氾濫発生情報 (緊急安全確保等の目安となる警戒レベル5相当情報) を発表し、区に通知するとともに、報道機関等の協力を得て住民へ伝達する。

第1部	震災編
第2部	
第3部	
第4部	
第1部	風水害編
第2部	
第3部	

(1) 水位周知海岸及びその範囲（東京都管理海岸）※本区に該当する区域のみ抜粋

海岸名	区域		
東京湾沿岸 【東京都区間】	東京湾沿岸 (東京都区間)		自 大田区羽田 6 丁目地先の都県界
			至 江戸川区臨海町 6 丁目地先の都県界
	荒川	右岸	自 墨田区墨田 5 丁目地先
			至 海

(2) 水位周知の種類と発表基準（東京都管理海岸）

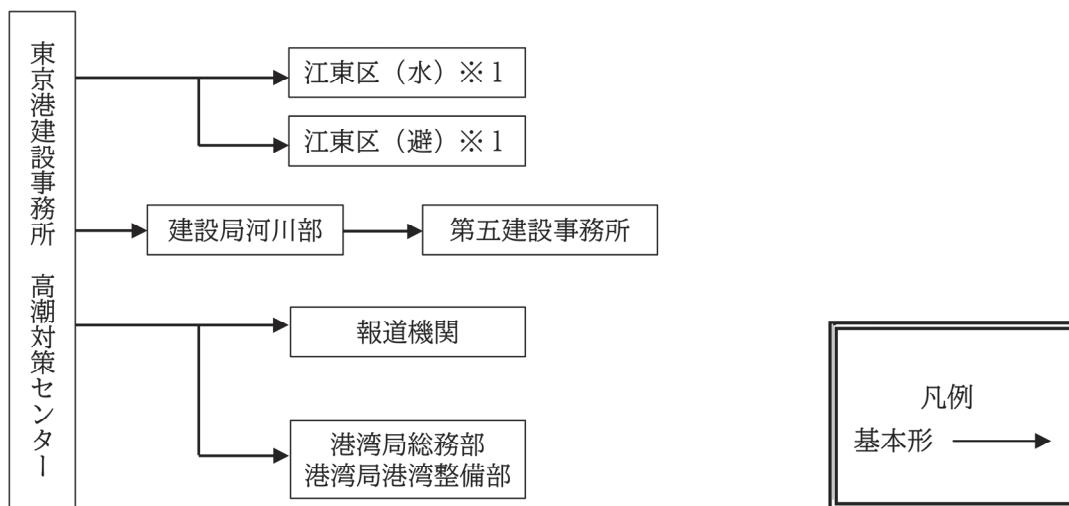
種類	発表基準
東京湾沿岸（東京都区間） 氾濫発生情報	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到達したとき

(3) 水位周知海岸発表基準水位（東京都管理海岸）※本区に該当する区間のみ抜粋

区間名	受報者	基準水位観測所	高潮特別警戒水位	水位周知実施区間
A.P.+3.9m 区間	江東区	辰巳水門	A.P.+3.9m	荒川
				東京港海岸

(4) 東京湾沿岸（東京都区間）(A.P.+3.9m) 高潮氾濫発生情報伝達系統図

※本区に該当する系統図のみ抜粋



※1 水…水防担当部署
避…避難指示等発令担当部署

第2節 水門、閘門等の操作

(区土木部、都建設局・港湾局)

水門、閘門等の管理者は、気象状況による水位の変動の監視及び地震時に操作を遅滞なく行う。

1. 水門閉鎖基準

水門名	操 作 基 準	担 当
平久水門 洲崎南水門	<p>1 警戒態勢時 外水位が上昇して A.P. +1.85mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは閉鎖し、外水位が下降し、内外同水位になったときは開放する。</p> <p>2 地震又は津波時 区内で震度5弱以上の地震が発生したとき又は東京湾内湾に津波警報が発令されたときは閉鎖し、浸水被害のおそれなくなったときは開放する。なお、震度4以上の地震が発生したときは、護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ閉鎖する。</p> <p>3 平常時 水位観測し、外水位が A.P. +2.30mに達したときは閉鎖し、外水位が下降して内外同水位になったときは開放する。</p> <p>4 1から3までの規定にかかわらず、東京都港湾局又は東京都建設局が管理する水門及び排水機場の状況等に応じ閉鎖又は開放する。</p>	江東区
横十間川水門	<p>1 仙台堀川サイフォン 外水位(小名木川)が上昇し、A.P. -0.5mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは停止し、外水位が常時水位(A.P. -1.0m)になったときで、かつ、水位上昇のおそれがなくなったときは再開する。</p> <p>2 水門 常時開放しておき、外水位(小名木川)が上昇し、A.P. +0.3mに達したときは閉鎖し、内水位(横十間川親水公園側)より外水位(小名木川)が低下したときは開放する。</p>	江東区
中の堀川樋門	常時開放しておき、震度4以上の地震が発生したときは、閉鎖する。閉鎖後の護岸等の点検で異常がないと判断したとき、開放する。	江東区
大島川水門 新小名木水門 竪川水門 源森川水門 扇橋閘門	東京都河川管理施設操作規則のとおり	江東治水事務所 水門管理センター
新砂水門 あけぼの水門 辰巳水門 東雲水門 豊洲水門	東京港海岸保全施設操作規程のとおり	東京港建設事務所 高潮対策センター

第1部

第2部

第3部

第4部

第1部

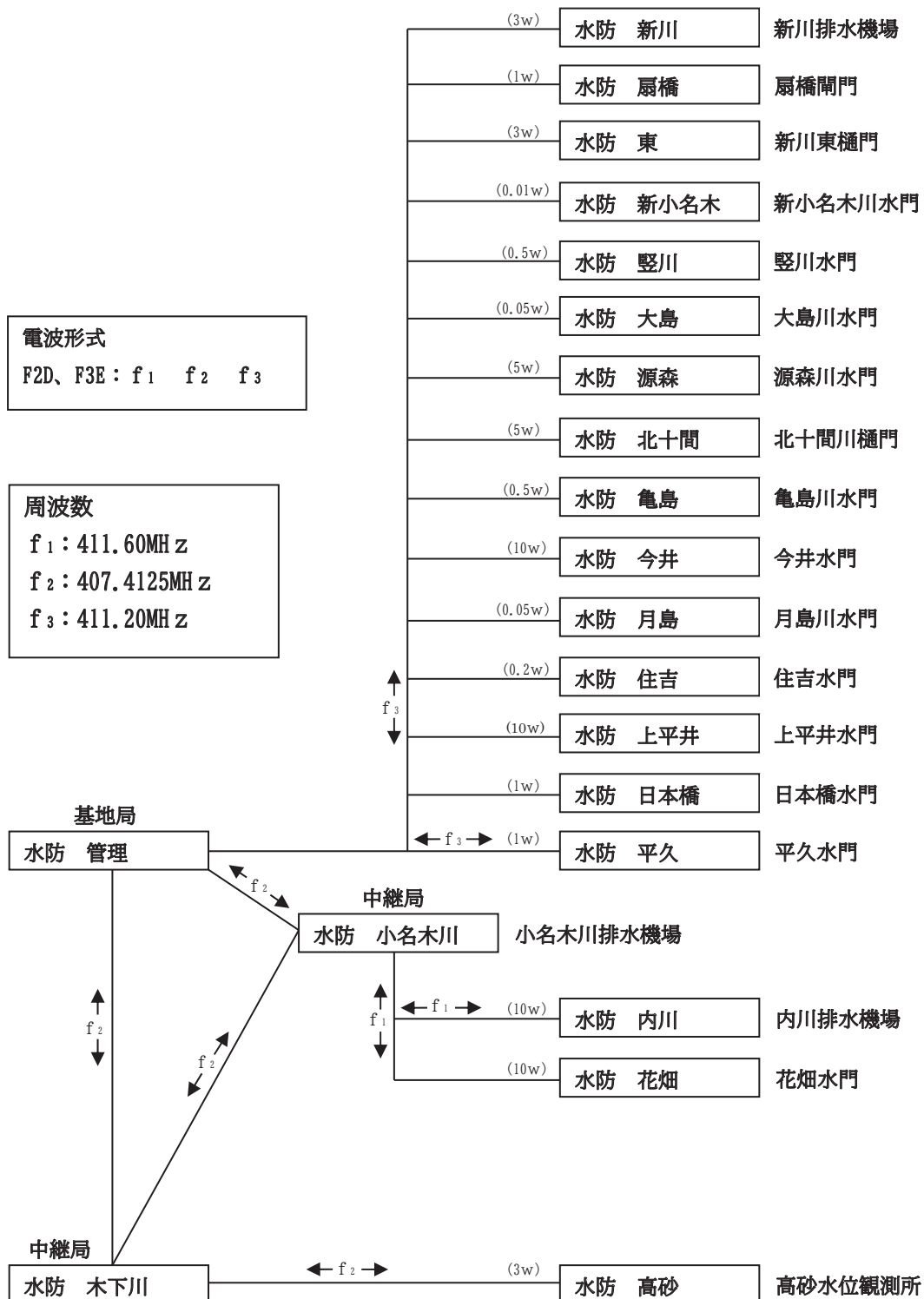
第2部

第3部

風水害編

震災編

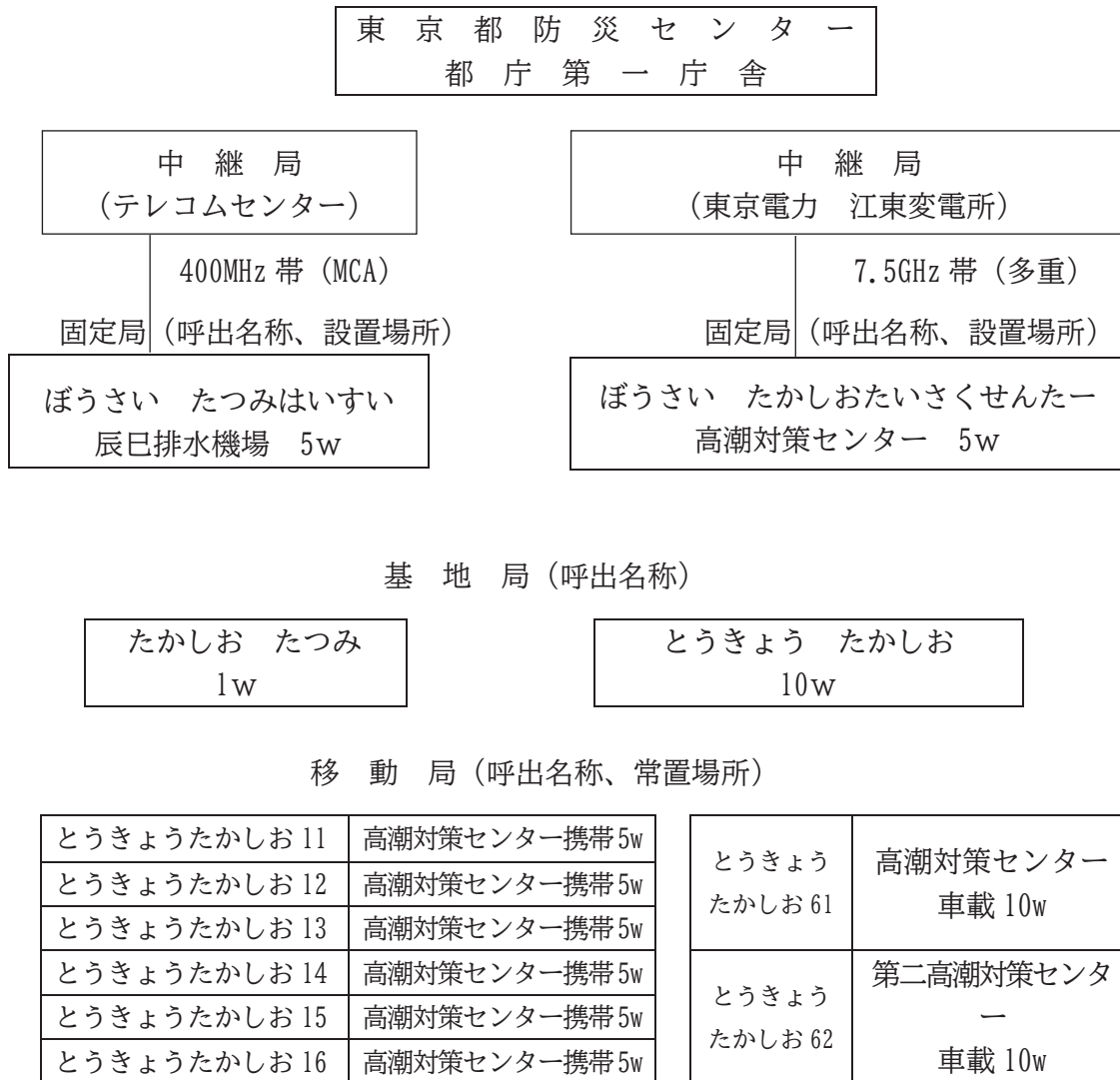
2. 水門用無線局系統図



3. 高潮非常配備態勢無線連絡系統図

江東デルタ地帯の高潮防護のために設けられた水門について、遅滞なくその操作を行えるよう、関係水門管理者間で協議申合せを行っており(昭和41年3月10日)、この区域内で事故等のため水門閉鎖の必要が生じたときは、区、江東治水事務所、東京港建設事務所、荒川下流河川事務所の間で相互連絡の上、適宜処理することとなっている。

都の高潮非常配備態勢無線連絡系統図は、次のとおりである。



凡例

- 防災行政無線 (多重、MCA)
- 水防用無線 150.81MHz

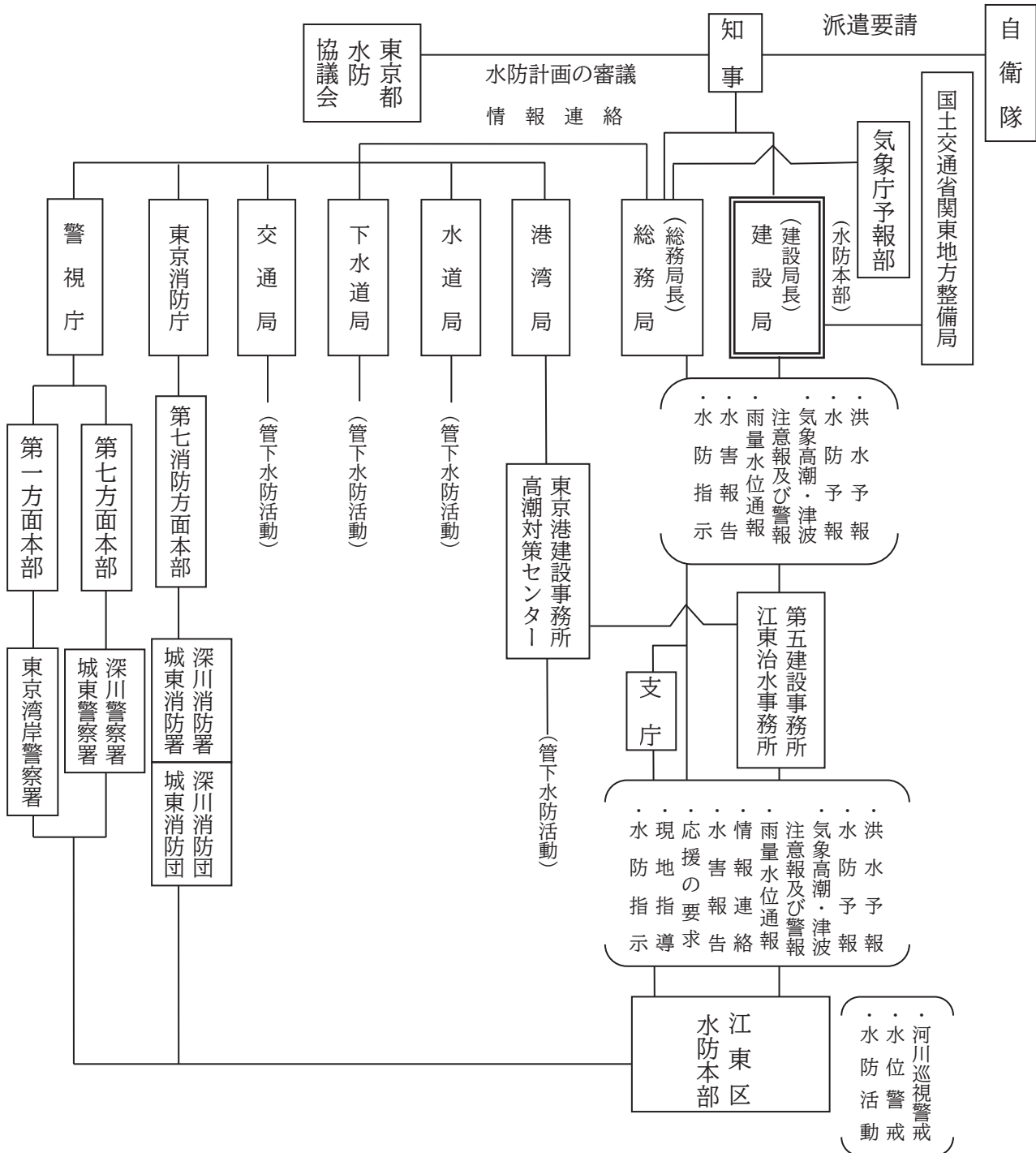
第1部
 第2部
 第3部
 第4部
 第1部
 第2部
 第3部
 震災編
 風水害編

第3節 水防機関の活動

(水防関係機関)

都における水防組織は、次のとおりである。

【東京都水防組織図】



1. 水防機関の活動

(1) 水防管理団体

- ① 河川、海岸、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めること。（区における重要水防箇所（国土交通省）及び水防上注意を要する箇所（東京都）は江東区水防計画参照）
- ② 気象状況並びに水位、潮位に応じて河川、海岸等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずること。
- ③ 水防管理者は、次の場合直ちに消防機関に対し、準備及び出動することを要請する。この場合は直ちに都建設局(水防本部)に報告するものとする。

ア. 準備

- ・水防警報により、待機又は準備の警告があったとき。
- ・河川の水位及び潮位が、通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要が予想されたとき。

イ. 出動

- ・水防警報により、出動又は指示の警告があったとき。
 - ・水位又は潮位が氾濫注意水位に達し、氾濫のおそれがあるとき。
 - ・その他水防上必要と認めたとき。
- ④ 監視、警戒及び通信は関係機関より報告を受け連絡系統を通じて速報する。
 - ⑤ 水門、樋門、差蓋等の管理者（操作担当者を含む。）は気象状況により水位の変動を十分監視し、門扉の開閉を行う。
 - ⑥ 資材、器具及び設備については、事態に即応して機動的に配布し得るよう備蓄する。
 - ⑦ 水防作業に必要な技術的援助及び情報の連絡を、都建設局より受ける。
 - ⑧ 洪水、高潮又は津波などによる著しい危険が切迫していると認めるときは、水防管理者は地元警察署長にその旨を通知し、必要と認める区域の居住者に対し立退又はその準備を指示する。
 - ⑨ 水防管理者は、毎年度初めに所属員の水防分担を定め、かつ水防資材の整備点検を行う。
 - ⑩ 水防管理者は、水防上必要ある場合は、その区域内に居住する者、又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。（水防法第24条）

水防計画書を補完するものとして、台風や集中豪雨及び大雨・洪水・高潮・津波等の水害に適切に対応するため、職員の配備と業務についての水防対策要領を作成する。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

(2) 消防機関

- ① 区においては、水防法上の水防団は現在存在せず、消防機関等が分担して、水防作業に当たる。
- ② 水防第2非常配備態勢以上の態勢を発令し対応する場合、必要に応じて態勢発令時に深川・城東両消防署長が指定する者を派遣し、情報共有と意思決定の迅速化を図る。
- ③ 河川、海岸、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
- ④ 水防法第21条に基づき消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。
- ⑤ 消防機関の長は、水防のため止むを得ない必要があるときは、水防法第24条に基づきその区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。
- ⑥ 水防時堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- ⑦ 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動し、水防作業を行う。

(3) 消防団

- ① 大規模水害の危険が迫った場合又は避難指示等が発令された場合には、「消防団は災害対応が本来業務、最優先事項である」とのもと、消防団長の命令により災害対応を行うとともに、町会・自治会（災害協力隊）、事業所等と連携し、避難地区への避難誘導を行う。
- ② 避難地区への避難が遅れた住民等に対し、公共建物の想定浸水深より高い階数、若しくは江東区と「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」及び「津波等の水害時における隣保協同に関する覚書」を締結している企業施設や自治会の住宅（団地等）へ避難誘導を行う。
- ③ 公共建物等に避難した場合には、リーダーとして、町会・自治会等と協力し、避難者の避難状況、周辺の災害状況等の情報収集をするとともに、防災機関等への情報提供を行う。
- ④ 公共建物等に避難した後、時間の経過とともに生命に対する危険がなくなったと認められる場合には、最終的に避難地区への避難誘導、避難行動要支援者の避難地区への搬送支援を行う。
- ⑤ 浸水域の拡大によって分団施設が浸水するおそれが生じ、活動に支障をきたすことが予想される場合には、自己分団の可搬ポンプ積載車、可搬ポンプ及び資器材等を浸水するおそれがない地域へ移動し、その場所を分団拠点とする。

第4節 水災消防活動計画

(第七消防方面本部、深川・城東両消防署、深川・城東両消防団)

1. 活動方針

洪水、高潮、内水氾濫等により、大規模な水災の発生危険があるとき、又は発生したときは、水防管理者の要請又は消防機関の判断により防災関係機関と密接な連携のもとに水防活動を実施して、水災による被害の軽減に努める。

2. 事前処置

消防方面本部長及び消防署長は、水災活動を効果的に実施するため関係資料を整理するとともに次の計画を樹立する。

- ① 水防基本計画
- ② 部隊編成計画
- ③ 水防資器材運用計画
- ④ 招集編成計画
- ⑤ 水防施設防御計画
- ⑥ 監視警戒計画
- ⑦ 水防資器材収用計画
- ⑧ その他必要と認める計画

3. 水災発生時における消防の任務

水災発生時における消防活動は、おおむね次の各号のとおりとする。

- ① 水災発生のおそれがある箇所の監視警戒
- ② 水防工法の実施
- ③ 浸水地等における救助及び避難誘導

4. 警報及び注意報について

都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに消防署、消防分署及び消防出張所に一斉通報する。

消防・救急無線、消防電話及び各種の通信手段を活用し、各消防方面本部、管下消防署、消防団及び防災機関と情報連絡を行う。

5. 非常配備態勢の確立

消防総監は水災に対処するため、気象状況及び災害状況に応じ次の区分により水防非常配備態勢を発令する。この場合において、複数の方面を指定して発令することができる。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

(1) 水防第1非常配備態勢

- ① 台風の進路が東日本に予想される場合又は東京地方に高潮注意報が発表された場合において、被害の発生が予想され、又は発生したとき。
- ② 東京湾内湾に大津波警報が発表されたとき。
- ③ 気象状況その他の事象により、被害の発生が予想され、又は発生したとき。

(2) 水防第2非常配備態勢

- ① 台風が関東地方に接近すると予想される場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。
- ② 気象状況その他の事象により、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。

(3) 水防第3非常配備態勢

- ① 台風が東京地方に接近した場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。
- ② 気象状況その他の事象により、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。
- ③ 東京消防庁管下区市町村のいずれかに大雨特別警報、高潮特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。

(4) 水防第4非常配備態勢

- ① 気象状況その他の事象により、甚大な被害の発生が予想され、又は発生したとき。
- ② 東京消防庁管下全域に大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。

6. 水防部隊の活動内容

- ① 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
- ② 水防法第21条に基づき消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。
- ③ 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- ④ 消防機関の長は、水防のため止むを得ない必要があるときは、水防法第24条に基づきその区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。

7. 決壊時の措置

決壊の通報及びその後の措置として、事態が発生した場合は、直ちに関係機関へ通報し、相互に情報交換するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

8. 被害状況の調査報告

災害発生後、各消防署、消防団等が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これを取りまとめ都に通報するとともに、警視庁、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。

なお、主な収集事項は次のとおりとする。

- ① 災害発生状況及び消防活動の状況
- ② 要救護情報及び医療活動情報
- ③ その他災害活動上必要がある事項

9. 広報・広聴活動

(1) 広報活動

消防署等において、災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、適時的確な広報活動を実施する。

- ① 気象、水位の状況
- ② 水災に関する情報
- ③ 住民の安否情報
- ④ 水防活動状況

(2) 広報手段

テレビ・ラジオ等の報道機関への情報提供及び消防車の巡回、インターネット等を活用した広報活動を行う。

(3) 広聴活動

災害の規模に応じて、消防署、消防出張所等に消防相談所を開設し、消防関係の相談に当たる。

10. その他

- ① 避難指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。
- ② 上記の避難路等については、安全確保に努める。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第4章 警備・交通規制

第1節 警備活動

(警視庁第一・第七方面各本部、東京湾岸・深川・城東各警察署)

1. 警備方針

関係機関と緊密な連絡を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、各級警備本部を設置するなど早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。

2. 警備活動

災害が発生した場合には全力を尽くして、被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

風水害発生時における警察活動は、おおむね次の各号のとおりとする。

- ① 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
- ② 災害地における災害関係の情報収集
- ③ 警戒区域の設定
- ④ 被災者の救出、救護
- ⑤ 避難者の誘導
- ⑥ 危険物の保安
- ⑦ 交通秩序の確保
- ⑧ 犯罪の予防及び取締り
- ⑨ 行方不明者の調査
- ⑩ 遺体の調査等及び検視

3. 警備態勢

風水害に際し、警視庁第一・第七方面本部及び各警察署は、気象庁が発表する内容に応じた警備態勢をとるものとする。

4. 警備部隊の編成

(1) 警備本部の設置

各方面本部長及び各警察署長は、警戒態勢が発令された場合及び方面区域内並びに管内に相当な被害が発生し、又は発生のおそれがある場合、警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

(2) 警備部隊の設置編成

各警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。

5. 警備活動要領

警備部隊は3.「警備態勢」に応じ、適切な警備活動を行うものとする。

6. 避難

区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要請があった場合は、警察官が区民等に避難の指示を行う。この場合、直ちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。

避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。

7. 犯罪の予防鎮圧

- ① 災害時には、窃盗その他復旧資材等をめぐる経済事犯の多発が予想されるため、これらの警戒取締を厳にし、犯罪の予防検挙の実効を期すものとする。
- ② 不穏な計画を有する者の発見とその事犯の未然防止に努めるとともに、流言飛語の防止に努め民心の安定を図るものとする。

8. り災者の救出

出水による溺死者、家屋の倒壊、がけ崩れ等による埋没者、その他死傷者を発見した場合には、区、消防その他関係機関と協力して、り災者の救出、救護、負傷者、疾病者の救護に全力を尽くすものとする。

9. り災地の警備

所要の警備部隊をもって、り災地の警らを強化するとともに、避難所、救援物資集積所、その他重要防護対象等に警戒員を配置し、警戒警備の万全を期すものとする。

第1部

第2部

第3部

第4部

第1部

第2部

第3部

風水害編

震災編

第2節 交通規制

(警視庁第一・第七方面各本部、東京湾岸・深川・城東各警察署)

1. 災害時における交通規制

- ① 交通機関の被害状況を速やかに調査するとともに、交通情報の収集に努めるものとする。
- ② 広域的災害発生の場合において、道路交通法により行う交通規制については、東京都公安委員会の決定に基づき、必要な措置をとるものとする。
- ③ 災害の発生が予想され、又は発生した場合において、水上における事故防止を図るため必要な措置をとるものとする。

第5章 医療救護等対策

震災編 第2部 第8章「医療救護等対策」に準ずる。

第1節 初動医療体制

(区総務部・健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、東京消防庁、陸上自衛隊)

風水害により傷病者が発生した場合は、浸水していない地域の医療機関に搬送し、治療を行う。多数の傷病者が発生した場合は、区は、健康部に区災害医療コーディネーターを設置し、区内の医療救護活動の統括及び調整等を行う。浸水をしていない医療機関等に緊急医療救護所を設置し、医師会等により傷病者のトリアージ、応急手当等を行う。

また、人工透析、在宅難病患者等の専門医療・慢性医療が必要な在宅患者への対応は、災害医療支援病院での対応を要請する。

区は「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に「災害時個別支援計画」で定めた方法により在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

消防署は、東京DMATと連携して、救命処置等を実施する。

※ 対策の詳細は、震災編 第2部 第8章「医療救護等対策」に準ずる。

第1部

第2部

第3部

第4部

第1部

第2部

第3部

震災編

風水害編

第6章 避難者対策

第1節 避難の原則

(区、深川・城東・東京湾岸各警察署、深川・城東両消防署)

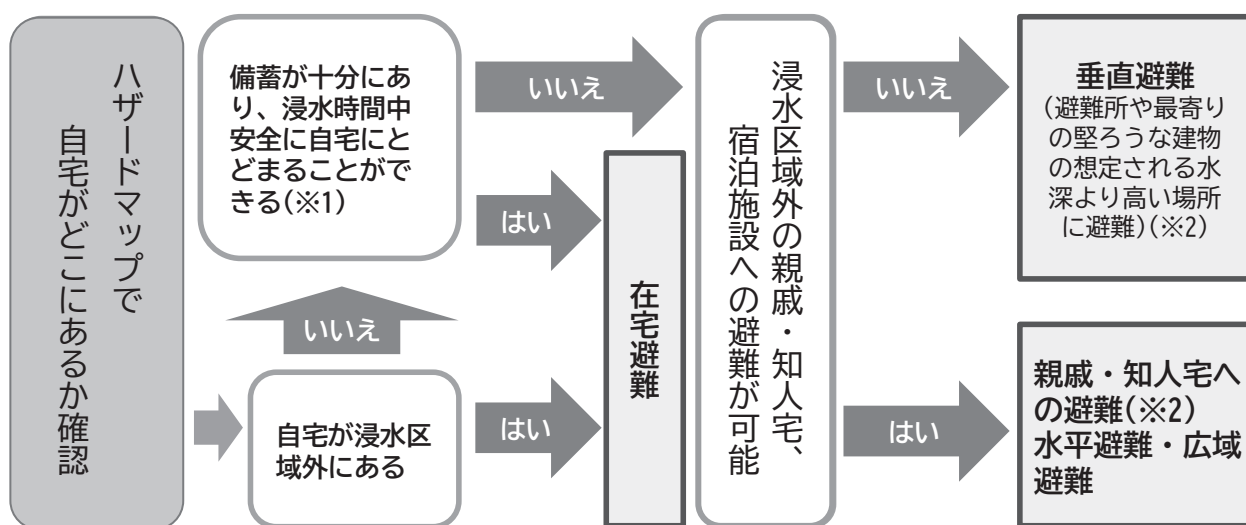
1. 外水氾濫

- 避難までの時間的余裕がある場合は、南部の避難地区又は区外の高台に避難（水平避難・広域避難）
- 避難までの時間的余裕が無い場合は、自宅や周辺の建物（公共施設など）の想定浸水深より高い階数に避難（垂直避難）

2. 内水氾濫（集中豪雨）

- 自宅や周辺の建物（公共施設など）の想定浸水深より高い階数に避難（垂直避難）

3. 避難行動のフローチャート



※1 大雨浸水の場合は、下水道等の処理能力を超える豪雨による浸水のため、比較的短時間で解消される。

※2 大雨浸水の場合は、すでに豪雨となっているため、一層安全な避難行動を心がける。

第2節 避難体制の整備

(区、深川・城東・東京湾岸各警察署、深川・城東両消防署)

震災編 第2部 第10章 予防対策 第1節「避難体制の整備」に準ずる。

なお、洪水（荒川氾濫）及び津波などの大規模水害については、以下の点に留意する。

- 水害時における避難の考え方や区民等に対する情報伝達方法について、平常時から区民等への周知を図り、迅速な避難の実行と混乱の抑止に努める。
- 万が一の大規模水害に備え、区内の事業所や独立行政法人都市再生機構（UR）と「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」を締結しており、引き続き一時避難施設の確保を進め、区民に周知を図る。なお、同協定締結に際しては、施設の規模や収容可能人数、地域配置バランス等を総合的に勘案するとともに、大規模水害時に地域内で自主的に避難スペースの提供などが行われるよう、必要な情報提供等の支援を行う。
- 民間マンションへの緊急避難を可能とするため、区、町会、集合住宅の管理組合による協定締結を進めており、令和8年3月時点で確保している協定締結先は下記の6件である。

No.	協定締結先	協定締結日
1	キャッスルマンション住吉管理組合 住吉1丁目町会	令和6年3月25日
2	山勇館 冬木町会	令和6年11月6日
3	クレッセント東京ビュータワー管理組合 新大橋一丁目町会	令和7年5月13日
4	日商岩井亀戸マンション管理組合 日商岩井亀戸マンション自治会 亀戸9丁目町会	令和8年3月6日
5	ラフィーネハイツ管理組合 ラフィーネハイツ自治会 亀戸9丁目町会	令和8年3月6日
6	コンドミニアム仙台堀パーク自治会 北砂4・7丁目町会	令和8年3月6日

- 洪水（荒川氾濫）発生時において、避難地区となっている区南部地域の避難所が不足する場合は、都の調整により他自治体へ避難するなど、都及び近隣自治体と連携し、避難者の受入れ先として広域避難施設の確保及び広域避難の実施を図る。
- 防潮堤や水門など河川・海岸保全施設等の耐震対策の強化について、国や都に対する継続的な働きかけを行う。

第3節 避難指示等の判断・伝達

(区、深川・城東・東京湾岸各警察署、深川・城東両消防署)

震災編 第2部 第10章 応急対策 第2節「避難誘導」に準ずる。

1. 高齢者等避難又は避難指示

集中豪雨又は高潮（東京湾氾濫）については、以下の点に留意する。

- 区が区民等に対し高齢者等避難を発令する場合、避難に時間を要する人は避難行動を、それ以外の人には避難に向けての準備を呼び掛けている。避難指示又は緊急安全確保措置を発令する場合には、速やかな避難先への避難、避難場所までの移動が危険な時は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所への避難を呼びかけている。
- 台風の接近等により区内で住宅の浸水等の発生が事前に懸念される場合において、区は避難指示等を発令する前段階に、自主避難施設（自主的な避難を希望する区民の受入れ施設）を必要に応じて開設する。
- 自主避難施設は、原則として下記の14箇所とする。開設数及び開設箇所は気象状況等により区長が判断する。
- 被害の拡大又は避難者の増加等により、区が災害対策本部を設置し、避難所の開設を決定した場合、開設中の自主避難施設は避難所に移行するものとし、区民の受入れを継続する。

【自主避難施設】

名 称	所 在 地
スポーツ会館	北砂1-2-9
深川スポーツセンター	越中島1-2-18
亀戸スポーツセンター	亀戸8-22-1
有明スポーツセンター	有明2-3-5
東砂スポーツセンター	東砂4-24-1
深川北スポーツセンター	平野3-2-20
江東区文化センター	東陽4-11-3
森下文化センター	森下3-12-17
古石場文化センター	古石場2-13-2
豊洲シビックセンター	豊洲2-2-18
亀戸文化センター	亀戸2-19-1
東大島文化センター	大島8-33-9
砂町文化センター	北砂5-1-7
総合区民センター	大島4-5-1

洪水（荒川氾濫）などの大規模水害については、以下の点に留意する。

- 大規模水害が発生するおそれがある場合において、他の地域に住む親戚・友人の家など、あらかじめ安全な避難先を確保できる場合は、区等からの避難の呼びかけを待たずに、早めに自主的な避難を行うことを推奨する。

2. 避難指示等の判断基準等

区は、令和3年5月10日に災害対策基本法が改定され「避難情報に関するガイドライン」を参考に、区が発信する緊急情報と情報伝達に反映させる。なお、ガイドラインの改定に従い、今後も必要に応じて内容の見直しを図っていく。

【避難の基準】江東区長が発令

種類	基本的な行動
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ○災害のおそれあり ○危険な場所から高齢者等は全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ○災害のおそれが高い ○危険場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生又は切迫 ○命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることが身の安全を確保できるとは限らない。

- ※ 大雨特別警報は、災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当するため、何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっており、命を守るための最善の行動をとる必要がある。
- ※ 高潮氾濫発生情報は、高潮特別警戒水位に達したときに発表される情報で、高潮により海岸や河川から氾濫が発生する危険性を示す警戒レベル5に相当するため、浸水想定区域内から安全な場所に避難する必要がある。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第4節 避難誘導

(区、深川・城東・東京湾岸各警察署、深川・城東両消防署)

1. 避難誘導

震災編 第2部 第10章 応急対策 第2節「避難誘導」に準ずる。

集中豪雨又は高潮（東京湾氾濫）については、以下の点に留意する。

- 避難先は、自宅や最寄りの堅牢な建物（公共施設等）とする。その際、想定される水深より高い場所に避難するよう呼びかける。

洪水（荒川氾濫）などの大規模水害については、以下の点に留意する。

- 避難先は、原則としてハザードマップを確認の上、浸水しない安全な場所とする。ただし、避難の遅れなどにより安全に避難を完了するまでの時間が十分に確保できないと判断される場合は、生命の保護を最優先し、自宅や最寄りの堅牢な建物（公共施設又は一時避難施設等）を避難先とする。その際、当該建物の想定される水深より高い場所に避難（垂直避難）するよう呼びかける。
- 大規模水害が発生するおそれがある場合及び発生した場合において、一時避難施設は、原則として区の要請に基づき開放されることとする。

2. 津波に対する避難誘導

震災編 第2部 第5章 応急対策 第3節「津波に対する避難誘導態勢」に準ずる。

第5節 避難所の開設・運営

(区総務部・生活支援部・健康部、その他避難所使用施設所管部)

震災編 第2部 第10章 応急対策 第3節「避難所の開設・管理運営」・第4節「避難所の開設・管理運営（新型コロナウイルス対策）」に準ずる。

第6節 要配慮者の安全対策

(区総務部・福祉部、障害福祉部、深川・城東両消防署)

1. 地域における安全体制の確保

震災編 第2部 第10章 応急対策 第5節 1.「地域における安全体制の確保」に準ずる。

2. 社会福祉施設等の安全対策

震災編 第2部 第10章 応急対策 第5節 2. 「社会福祉施設等の安全対策」に準ずる。

第7節 広域避難

(区総務部・福祉部・障害福祉部・土木部)

1. 広域避難

東京都では、平成 25 年に設置した広域避難検討会議による検討を踏まえて、広域避難※を東京都地域防災計画（風水害編）に位置付けた。また、平成 27 年 3 月に都と特別区における大規模水害時の広域避難担当者会議を設置し、大規模水害時の広域避難に関する情報を共有するとともに、内閣府による首都圏大規模水害対策協議会における検討事項について、検討・整理を行っている。

※浸水域を出て、標高が高い地域や浸水のおそれがない地域へ避難すること。

区は、都や他区等と連携して広域避難に関する検討を進めるとともに、以下の取り組みを実施し、避難体制の強化に努める。

- 大規模水害が区民生活に与える影響を区ホームページ、防災ポータル、防災アプリ、ハザードマップ、SNS等を活用し、区民にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。
- 区民に対し、居住地勢等の周知・啓発により、避難行動への意識付けに努める。
- 「避難行動要支援者名簿」を活用し、避難行動要支援者の事前把握及び円滑な避難に向けた個別避難計画の作成を行うなど、避難支援体制の強化に努める。
- 避難所について、既存の指定箇所の使用可能性や、区内の避難者収容人数の把握などを進め、避難所の確保を推進する。

また、大規模水害時の広域避難先の確保については、東京都と江東区を含む広域避難自治体が連携して、施設管理者と協定締結に向けた調整を進めている。広域避難先確保に係る協定としては、東京都と施設管理者が締結する包括協定と江東区を含む当該施設の利用を希望した広域避難自治体と施設管理者が締結する細目協定の2層構造を採用※

令和8年1月時点で確保している協定締結先は資料編その2 P. 資 2-321 II-112 大規模水害時における広域避難先としての施設利用に関する協定先一覧」参照 N

※ 首都圏における大規模水害広域避難検討会「広域避難計画策定支援ガイドライン」(令和4年3月公表) 参照

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

2. 江東5区大規模水害避難等対応方針

なお、平成27年10月に東京東部低地帯に位置する墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区（江東5区）が協働して「江東5区大規模水害対策協議会」を設置し、平成28年8月に「江東5区大規模水害避難等対応方針」を発表した。江東5区は、この方針の発表と同時に「江東5区広域避難推進協議会」を設置し、平成30年8月22日に「江東5区大規模水害ハザードマップ」及び「江東5区大規模水害広域避難計画」を発表し、広域避難のさらなる具体化に向けた検討を行っている。

(1) 広域避難に向けた江東5区共同による検討の実施

大規模水害の発生3日前を目安※として、江東5区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区）のいずれかの区長が必要と判断した場合に、江東5区が共同で広域避難に向けた検討を実施する。

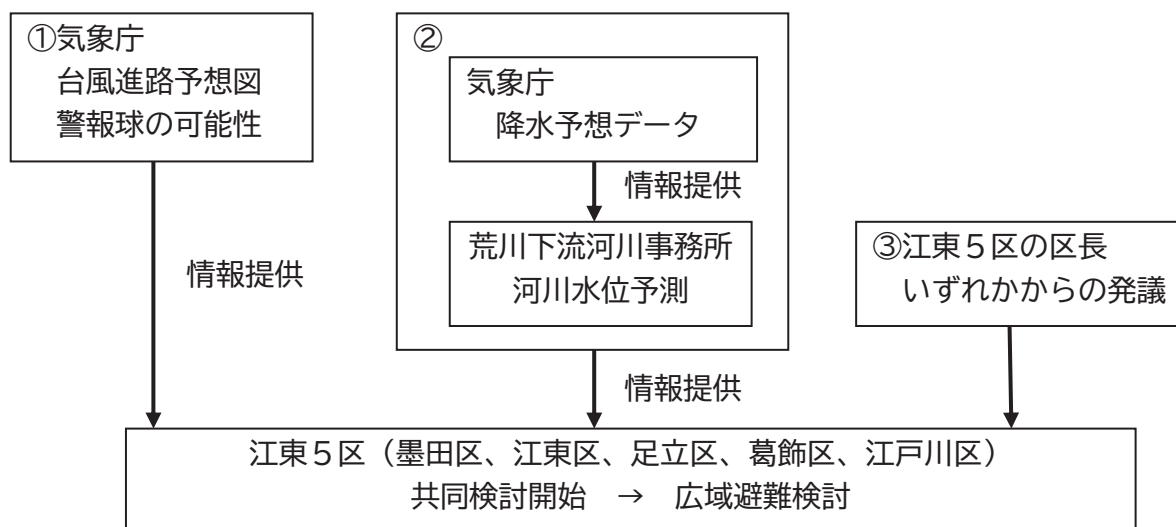
※「関係機関の情報などから、概ね72時間後に荒川が氾濫する恐れがある場合、または概ね72時間後に930hPa程度の勢力を持つ台風の東京地方への直撃が予想される場合」を原則とし、他の関連情報も踏まえて判断する。

(2) 広域避難に対応した江東5区独自の避難情報の発表

大規模水害の恐れがある場合は、共同検討における判断に基づいて、区民に対して大規模水害の可能性を伝えるとともに、全ての人を対象に自主的な広域避難の実施を呼び掛けることで、早い段階での区民の主体的な避難行動を促す。

また、さらなる広域避難の実効性を高めるために、大規模水害が発生する概ね1日前において「広域避難指示」を発表することを目指して、江東5区が連携して広域避難に関する対応の具体化を図る。そのために必要な支援を関係機関に対して求めていく。

【広域避難情報の発表】



第7章 物流・備蓄・輸送対策

第1節 水害時の物流・備蓄・輸送対策

(区総務部・地域振興部・区民部)

区は、浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階への備蓄倉庫の設置や、地域内輸送拠点が浸水等により使用できない場合の代替施設の確保など、水害時を想定した水害時の物流・備蓄・輸送対策を検討する。

※ 対策の詳細は、震災編 第2部 第11章「物流・備蓄・輸送対策の推進」に準ずる。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第8章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

震災編 第2部 第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」に準ずる。

第9章 公共施設等の応急・復旧対策

第1節 公共土木施設等

(区土木部、都港湾局・建設局・下水道局)

1. 河川及び内水排除施設

- 水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施する。
- 排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。
- 施設の応急・復旧については、大規模なものを除き、都の指導の下に実施する。

第1部

第2部

第3部

第4部

第1部

第2部

第3部

震災編

風水害編

第10章 住民の生活の早期再建

震災編 第2部 第13章「住民の生活の早期再建」に準ずる。

第1節 水害廃棄物対策の特記事項

(区環境清掃部)

1. 水害廃棄物対策の特記事項

(1) 情報の収集

- 被災時に区が収集すべき情報として、浸水状況（床上・床下・倒壊棟数）を把握する必要がある。

(2) 収集・運搬、保管、処理

- 水害廃棄物は、衛生上の観点から、浸水が解消された直後から収集を開始することが望ましい。
- 水害時には、水分を含んで重量がある畳や家具等が多量に発生し、積込み・積降しに重機が必要となるため、平時より収集作業人員及び車両等（平積みダンプ等）の準備が必要である。
- 洪水により流されてきた流木等、平時は区で処理していない廃棄物についても、一時的に大量に発生し、道路上に散乱し、又は廃棄物が道路上に排出されるなど、道路交通に支障が生じた場合は、優先的に道路上の廃棄物等を除去する。
- 水分を含んだ畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、火災や腐敗による二次災害等への注意が必要であり、早期に資源化や処理を行う必要がある。消毒・消臭等、感染症の防止、衛生面の保全を図る。
- 畳、カーペットは、保管スペースや早期の乾燥を図るためカッターによる切断(1/4程度に)等の対応をすることが望ましい。

第2節 排水作業

(区土木部、都港湾局・建設局・下水道局)

1. 大規模な高潮等により広範囲な浸水が発生した場合の排水作業

区は、都が作成する浸水状況や堤防の被害状況等を踏まえた排水計画を作成し、都と連携して速やかに排水作業を実施する。なお、水防法第32条に基づく特定緊急水防活動に位置付けられた場合には、国土交通省が主体となり排水計画を作成し、排水作業を実施する。

排水計画は、東部低地帯など長期間浸水の継続が想定される区域を対象に、排水施設への燃料補給ルートや移動式排水ポンプ車の配置候補地などをとりまとめた「東京都における排水作業準備計画」に基づき作成する。

2. 上記以外の浸水が発生した場合の排水作業

区等は、浸水状況等を確認した上で、必要に応じて移動式排水ポンプ車の出動を建設事務所へ要請する。都と連携して速やかに排水作業を実施する。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

